

第 5 期 事 業 計 画
公 益 財 団 法 人 四 万 十 公 社
(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

【公益目的事業：ケーブル（指定管理）】

重点項目①：奥四万十博に連携した放送

オープニングイベント（4/10、須崎市）の生放送を始めとした、奥四万十博と連携した放送を行う。ニュースや企画番組等で取り上げた内容を町内のみならず、県内のCATVや民放局など町外へも発信する。

重点項目②：伝送路保守

昭和、秋丸、根元原など、平成 27 年度に川渡しの幹線等でケーブルのたるみ、絡みなどへ対応するなかで、今後障害の発生する可能性の高い箇所が相当数あることが推測されたため、調査を実施。川渡しの幹線等で距離が長く、前後にクローザーが設置されている要注意箇所を 53 箇所抽出。うち危険度が高いと推測される 16 箇所については、クローザーの内部点検も含めた調査を実施中。平成 28 年度も引き続き調査を行い、町と協議しつつ対応する必要がある

重点項目③：電気通信事業法改正への対応

法改正に伴い、サービス提供開始直後での書面（契約内容の詳細）交付義務、初期契約解除制度等の導入が求められる。法施行は平成 28 年 5 月 21 日の予定。

重点項目④：有料番組加入者増への取り組み

微減の続く有料番組加入者へのテコ入れとして、ファミリーチャンネルの空きチャンネルに自主放送枠を設置。リクエスト枠として月単位で放送するなどし、加入者増への取り組みを実施。

重点項目⑤：インターネット利用者対応

PC やルーターの保守経費を含めた販売の検討。ユーザーサポート料金表の設定。

1. 登録有線一般放送の放送番組の提供に関する業務

1) 自主放送に関する業務

自主制作番組として、四万十放送室（地域のニュース）、四万十うおっちゃんぐ（情報・企画番組）、運動会や祭り等、地域の行事を収録した番組（特別番組）を放送する。

また、高知県内他所の情報等を提供するものとして、以下の他局番組を放送する。

Kochi on TV（情報番組、高知ケーブルテレビ）

すわんふいっしんぐ（釣り番組、西南地域ネットワーク）

高知 釣り Doki!（釣り番組、香南ケーブルテレビ）

ショップチャンネル（通販番組、ジュピターショップチャンネル）

2) 有料放送に関する業務

有料放送番組として、四万十ケーブルテレビ加入契約約款（以下「約款」という。）別表第2に記載された番組を提供する。有料放送サービスの利用希望者に対しては、約款にもとづいた手続きを行い、セットトップボックスの販売及び貸与を行う。

2. 町及び公的機関の情報の提供に関する業務

1) 行政放送

町の広報誌や町の取り組みと連動した番組制作について技術的支援を行う。また、宅老所や消防団など町の助成を受けて活動している団体の紹介や、町立施設の紹介などに取り組む。

番組制作に際しては、台本作成は町役場各課が行い、撮影、編集等を公社が担当する。月に3番組の制作を行い、番組進行は地元住民によるボランティアキャスターが担当する。

2) 議会中継及び再放送

撮影、音声、字幕表示のオペレート業務を行うほか、録画、再放送に係る業務を行う。

3) 文字放送

文字放送を利用する各団体が発信する情報を的確に放送されるよう技術的支援を行う。

4) データ放送

ケーブルテレビからのお知らせは、番組内容を掲示する他、スタッフによるコメントを掲示。また、「タウン情報」、「お誕生」、「お悔やみ」については、町と協議のうえ関係機関と調整しつつ充実を図る。特にお悔やみ情報については他局の例を参考にしながら文字放送での運用も視野に入れながら方法を模索する。

3. 緊急情報の提供に関する業務

災害対策に係る町の対策体制配備と連動し、災害放送に対応する人員体制を整える。

また、町が実施する防災訓練への参加や、緊急時の放送訓練を定期的に行う。

4. 町民が自主的に取り組む映像制作の支援及び表現機会の提供に関する業務

町民が地域コンテンツを制作し、ケーブルテレビを利用して放送できる環境を提供するとともに、表現方法等の技術支援をする。

1) 番組特派員

町民に携帯端末等で撮影した家族の出来事、お知らせ、身近な風景などの動画を投稿してもらい、「モバイル&ムービー」番組枠で紹介する。

2) 住民ディレクター

自ら企画・撮影・編集し、パッケージ化したものを投稿する、技術的に向上した「番組特派員」として地域コンテンツを制作してもらい、「モバイル&ムービー」番組枠で紹介する。。

5. 番組制作に係る取材、編集及び収録並びに番組映像の保管と公開に関する業務

1) 自主放送番組制作に係る業務

コミュニティ放送としての特徴を活かし、「四万十町らしさ」を感じることでできる多様な番組を編成し、多くの人から愛され頼りにされる放送を目指す。特に要望の多い「食」や「農業」をテーマにした番組作りに努め、関係機関と連携を図る。

また今期は、奥四万十博オープニングイベントの生放送を始めとして、奥四万十博と連携した放送を行う。

(1) 四万十放送室

- ・週2回更新（15分番組）
- ・町内の全小中学校、高校の話題を年に1回以上取り上げる
- ・週6本以上の話題を提供
- ・年2回帰省者向けの総集編を制作（お盆時期・年末年始）
- ・交流人口の多い近隣ケーブル局の話題を放送（他局とのニュース素材交換）

(2) 四万十うおっちゃんぐ

- ・企画番組（地域、人物や団体紹介、毎回特定のテーマを設定）
- ・インタビュー構成を多くし、「町民が主役」をテーマに制作する
- ・9月～12月は、運動会特集・秋祭り特集を放送
（保育所、小中学校、高校の運動会をすべて収録。秋祭りは10箇所程度）
- ・月1回放送（「るるぶら」、9月～12月期除く）

(3) モバイル&ムービー

- ・地域の身近なコンテンツを充実させる
- ・四万十ケーブルテレビに参加、出演するきっかけとなる番組づくり
- ・身近なスマートフォンを活用した動画作成方法の周知
- ・番組特派員の育成

(4) マルチコプターの活用

- ・改正航空法に基づいた運用を行う
- ・他ケーブル局とのマルチコプター映像の交換

- ・マルチコプターを活用した取り組み（町・警察・消防との連携）

(5) 特別番組等（長尺・生放送・他局番組含む）

- ・地元キャスターの登用
- ・生中継 年間3本以上
- ・特別番組 年間12本（音楽祭、運動会、祭り等の行事）

2) 番組映像の保管と公開に関する業務

放送終了後に、放送年月日、放送内容等をテキスト化し、映像とともにアーカイブ化。一部映像は、ネット配信（見逃し番組、運動会の長時間版等を通信契約者限定配信）を実施する。過去に放送されたものについても、遡及的にアーカイブ化を実施する。

映像アーカイブの対象番組は、以下のとおり。

- ・四万十放送室
- ・四万十うおっちんぐ
- ・特別番組等
- ・行政放送
- ・モバイル&ムービー
- ・議会放送
- ・その他汎用性の高い素材データ

6. テレビ及びラジオ放送の再送信に関する業務

- ・地上デジタルテレビジョンの再送信
- ・衛星テレビジョン放送の再送信
- ・ラジオ放送の再送信
- ・有料番組放送の再送信

放送の再送信に関する業務は放送法第11条にもとづき下記の内容の業務を行う。

- ・各事業者再送信同意に係る業務
- ・日本ケーブルテレビ連盟への報告業務
- ・各著作権団体への報告業務
- ・番組配信会社への報告業務

7. ケーブルインターネットサービス等の通信に関する業務

1) インターネット接続サービスの提供

低速コース128K、高速コースとして30M、100M、3つのコースでインターネット接続サービスを提供する。加入者には、無料メールアドレス（全コース）、無料サポート（高速コース加入者のみ）を提供する。

また、インターネット回線を利用する有料サービスとして、以下を提供する。

- ・メールアドレスの追加
- ・メール転送サービス
- ・ホームページスペースの利用
- ・固定 I P サービス
- ・ I P 電話の利用
- ・メールアドレスの変更

2) Wi-Fi 環境の整備

フリースポットの拡張を平成 25 年度より開始し、ケーブルテレビ単独で 19 箇所、町から委託を受けて 6 箇所、計 25 箇所にフリースポットを設置した。

本年度も引き続き、町内の店舗等にフリースポットを紹介し、Wi-Fi 環境の整備を進める。

8. 広告放送に関する業務

生放送等の特別番組内にて、協賛を募り社名や商店名を紹介する取り組みを試験的に実施する。料金については条例にもとづき算定する。

9. 情報施設の利用の承認、休止、停止等に関する業務

放送通信サービスの加入申し込み、利用休止及び再開、利用停止及び脱退について、約款にもとづいた手続きを行う。

10. 情報施設の加入に係る加入金及び利用に係る使用料等の徴収に関する業務

1) 加入金・利用料徴収及び未納者対応

約款にもとづいて加入金徴収の手続きを行い、料金未納者に対しては、以下のとおり対応する。

- ・ 2 カ月分の料金未納者に対して、当月まで 3 カ月分の料金振替案内を通知する
- ・ 3 カ月分の料金振替ができなかった利用者に対し、3 カ月分の料金の現金による納入期限を電話で案内し、期限までに納入されなかった場合は停波する旨を伝える
- ・ 3 カ月分の料金未納が確定した加入者に対し、放送通信を停波する。

2) 契約内容の確認通知

利用者に契約内容の確認通知を年 1 回行う。

11. 情報施設の維持及び管理に関する業務

1) 放送通信設備の維持及び管理

清掃、備品管理及び定期的な保守点検を行い、適切な維持管理を行う。保守点検の対象は以下のとおり。

- ・空調機
- ・放送編集室
- ・スタジオ室
- ・映像コンテンツ管理室
- ・ヘッドエンド室
- ・消防防犯設備

2) 伝送路設備の維持及び管理

伝送路設備の維持管理については、伝送路監視システムによる常時監視を行う。障害等発生時には、担当職員へメールが自動通知され、担当職員による状況確認の後、工事業者への作業依頼等、復旧までの作業を行う。障害等につながる可能性がある支障木を発見した際には、伐採するなどの予防措置をとる。電力及びNTT柱の共架料及び添架料、自営柱敷地料の支払いを行う。柱の移転等により工事が発生し経路が変わる場合や、新たに伝送路が設置された場合は、伝送路監視地図の修正を行う。

また今期は、障害発生防止を目的としたクロージャの内部点検も含めた伝送路調査を行う。

3) 障害発生時の対応

放送及び通信に障害が発生した際には、速やかに必要な措置を講じ、町を含む関係者に障害の発生を通報する。台風等の災害発生時には町の対策体制配備と連動し、障害に対応する人員体制を整える。

4) 取替修繕管理台帳の更新

情報施設等で使用される機器等の構成に変更があった場合は、速やかに取替修繕管理台帳を更新し、更新された台帳にもとづいた年度負担額を新たに算出し直す。

5) 通信設備の更新に係る業務

通信設備の更新に際して、町へ情報提供など必要な業務を行う。

1.2. 事業の広報、宣伝及び利用促進に関する業務

ケーブルテレビの放送・通信サービスを宣伝、提案するとともに、利用者への支援サービスを行う。

1) 広報宣伝活動

自主放送番組を通じての広報宣伝を行うとともに、イベント等への参加や出展、ケーブルテレビのサービス全般の広報活動を行う。また、町発行の広報媒体等にも告知、注意事項等を掲載する。

2) 放送・通信サービスの利用促進

契約内容の確認通知に合わせて、利用者を対象としたアンケート調査を行い、サービスの向上に役立てる。

13. 放送番組審議機関に関する業務

放送番組審議会を開催に際して、放送実績等の資料を作成する。

【公益目的事業：地域情報センター】

重点項目：地域情報センター行動計画の評価と次期計画の検討

行動計画の最終年度にあたり、実績の評価とケーブルテレビの映像コンテンツを中心とした「地域アーカイブ」の蓄積を主軸とした次期計画の検討を行う。

1. 地域情報データベースの運用

収集されたあらゆる情報の入れ物としてのデータベースとして、また、情報を検索し利活用できるウェブサイトとして、情報検索システムの運用を行う。

2. 地域情報の収集、編纂、提供

収集し、データベースに登録された情報を材料に、新たな情報として編纂し、まとまりをもった情報や時事性のある情報を自主制作番組等で提供する。また、不明な情報について町民へ情報提供を投げかけるなど、町民参加への足がかりをつくる。

1) 自主放送の映像アーカイブ

ケーブルテレビ事業で行う映像アーカイブを対象に、番組内容等の文字情報を不可し、地域情報として充実させる。

2) 各放送局の情報番組等の調査

地域ニュース及び情報番組を中心に全録画し内容を確認、目録化を行う。対象チャンネルは、NHK 総合、高知放送、テレビ高知、さんさんテレビ、愛媛朝日。

3) 自主放送番組のネット配信

ケーブルテレビ事業と連携し、放送終了後一定期間自主放送番組が視聴可能な「みのがしうおちんぐ」を運用する。合わせて「スタッフ・ブログ」の運用も行う。

4) 町内各所の景観

町内の風景を中心に静止画および動画を蓄積し、収集した情報は、インターネット上に公開する。

5) オーラルヒストリー収集

歴史、技術、暮らし、文化などについてインタビューを記録する。

6) 秋祭りの記録

ケーブルテレビ事業と連携し、町内各所の秋祭りの様子を記録する。

【収益事業①：会館・公園（指定管理）】

重点項目①：自主事業の実施

自主事業の取組みを行う。

（NHK 公開録音・宝くじコンサート等）

重点項目②：設備改修工事の提案

近年、耐用年数を過ぎている機器の故障が多くなってきている為、設備について日常の点検を行い、改善箇所については町と協議する。

- ホール利用回数：年間60回
- 多目的室利用回数：年間300回
- 年間の利用者数：18,000人
- 自主事業実施回数：5回
- ゴーカート利用：年間5,000回

1・窪川四万十会館・緑林公園の指定管理者基本協定にもとづく事業計画

指定管理者として、窪川四万十会館及び四万十緑林公園の施設管理を行い、公共施設指として、公平、平等な施設管理に努める。

また、町民文化の振興拠点として町民が気軽に利用できる施設運営に努める。そして、四万十町の芸術文化推進の拠点のひとつとして「聴く・観る・知る・参加する・創造する・育てる」の視点から、幅広い事業のサポートをする。

2・窪川四万十会館の実施計画

- ・自主事業の企画運営を行う。他の団体との取組みにも力を入れ、新たな企画立案をし、町民に色々な文化に触れて貰う機会を広く提供する。
- ・教育委員会、学校等と連携を図り芸術性の高い音楽等を通じて豊かな感性を育てる事業の充実を図る。
- ・安全内施設を提供できるよう危機管理を徹底するとともに、清潔で快適な空間を提供する。
- ・音響、照明、舞台操作技術ボランティア増員及び養成に努める。
- ・施設、設備の定期的な保守点検と修繕を実施し、適正な管理運営を行う。
- ・ケーブル事業との共同取り組みによる会館催しの宣伝・イベント映像の発信を行う

3・四万十緑林公園の実施計画

施設の維持管理については、職員が日常的に安全点検を行うほか、施設全体の保全点検や公園内における事故防止の為に巡視を行い、安全管理と事故防止に努める。

火災や物損事故などの事故・事件の防止は早急な対応などの組織体制を整えるとともに、利用者の安全・安心を確保する。

ケーブル事業と共同取り組みによる番組制作及び公園イベント映像の発信を行う。

4・施設維持管理・修繕等の計画

適切な運用のため、定期的に保守点検等業務を行い適性に施設の維持管理を行う。

窪川四万十会館及び四万十緑林公園ともに開館・開園から既に20年が経過している事もあり、耐用年数を過ぎて機器の故障が多くなっている。改善箇所については町と協議し、改善に努める。

【収益事業②：公共セクター】

重点項目：収益事業の推進

公益財団法人として安定した経営を行うため、収益事業を企画し推進する。
昨期に提案した案件は、以下のとおり。

- ・ 議員向け iPad 講習会講師派遣
- ・ 映像制作案件（星空をテーマとしたもの）